食品衛生分科会規程の一部改正について (概要)

平成21年9月 食品安全部企画情報課

1 背景

消費者庁関連三法の施行(9/1)に伴い、食品衛生法及び健康増進法の一部が改正され、

- ・販売の用に供する食品等の表示
- ・販売に供する食品につき、特別の用途に適する旨の表示の許可 等が内閣総理大臣の権限となることに伴い、当該権限に係る事務が消費者庁に 移管された。

これに伴い、当該事務等に係る事項を処理する食品衛生分科会の所掌事務を 見直し、食品衛生分科会規程の一部を改正する必要がある。

2 改正内容

改正内容は以下のとおりである。

- 表示部会の廃止
- 新開発食品調査部会の所掌事務の変更

3 施行期日

平成21年9月30日に開催される食品衛生分科会において議決された後、 人事課長、食品衛生分科会各委員あて通知を行う日をもって施行期日とする。

食品衛生分科会規程の一部を改正する規程(案)

第2条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第4条中第7項を削り、同条第8項中「栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品の規格又は基準」を「新開発食品の安全性の確保等に関して、新たな知見を踏まえた管理措置」に改め、同項を同条第7項とする。

第6条第4項から第6項までを削る。

附則

この規程は、平成21年〇月〇日から施行する。

亲 厅	, IE
第1条 (略)	第1条 (略)
(部会の設置) 第2条 分科会に次に掲げる部会を置く。 一〜六 (略) 土 新開発食品調査部会	(部会の設置) 第2条 分科会に次に掲げる部会を置く。 一〜六 (略) 七 表示部会 八 新開発食品調査部会
2 (略) 第3条 (略)	2 (略) 第3条 (略)
(所掌) 第4条 (略) 2~6 (略) 7 新開発食品調査部会は、新開発食品の安全性の確保等に関して、新たな知 見を踏まえた管理措置等に関する事項を調査審議する。	(所掌) 第4条 (略) 2~6 (略) 7 表示部会は、食品、添加物、器具・容器包装及びおもちゃの表示の基準の 設定に関する事項を調査審議する。 8 新開発食品調査部会は、栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適す るものとして販売の用に供する食品の規格又は基準等に関する事項を調査審 議する。
第 5 条 (略)	第5条(略)
(会議) 第6条 (略) 2・3 (略)	(会議) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に 供する食品の規格又は基準等に関する事項等に係る調査審議において、申請 者の依頼により申請資料の作成に協力した委員又は臨時委員は、当該申請に 係る栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用 に供する食品の規格又は基準等に関する事項等に係る調査審議に加わること
	ができない。ただし、部会が特に必要と認めた場合には、意見を述べることができる。 「前項の調査審議において、申請者の依頼により作成された資料以外の申請資料の作成に協力した委員又は臨時委員は、部会が特に必要と認めた場合を除き、当該資料について意見を述べることができない。 「前2項の規定は、調査会における調査審議について準用する。
第7条~第9条 (略)	第7条~第9条 (略)

食品衛生分科会規程 (案)

平成13年1月23日施 行平成15年7月1日一部改正平成21年〇月〇日一部改正

(総則)

第1条 薬事・食品衛生審議会令(平成12年政令第286号)第6条第1項に規定する食品衛生分科会(以下「分科会」という。)の部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(部会の設置)

- 第2条 分科会に次に掲げる部会を置く。
 - 一 食品規格部会
 - 二 食中毒部会
 - 三 乳肉水産食品部会
 - 四 添加物部会
 - 五 農薬・動物用医薬品部会
 - 六 器具・容器包装部会
 - 七 新開発食品調査部会
- 2 分科会は、特別の事項を調査審議するため緊急又は臨時に必要があるときは、前項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(調査会の設置)

(所掌)

- 第3条 部会長は、必要に応じて、分科会長の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。
- 2 調査会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
- 第4条 食品規格部会は、食品(動物性食品を除く。)の規格又は基準の設定等に関する事項を調査審議する。
- 2 食中毒部会は、食中毒の予防対策等に関する事項を調査審議する。

- 3 乳肉水産食品部会は、動物性食品の規格又は基準(農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準を除く)の設定に関する事項を調査審議する。
- 4 添加物部会は、添加物の指定及び規格又は基準の設定に関する事項を調査審議する。
- 5 農薬・動物用医薬品部会は、食品の規格又は基準のうち、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準の設定等に関する事項を調査審議する。
- 6 器具・容器包装部会は、器具・容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の規格又は基準の設 定に関する事項を調査審議する。
- 7 新開発食品調査部会は、新開発食品の安全性の確保に関して、新たな知見を踏まえた管理措置等に関する事項を調査審議する。

(議事録)

- 第5条 分科会及び部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するもの とする。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 決議

(会議)

- 第6条 部会長(部会長に事故のあるときはその職務を代理する者)は、会議の議長となり、会議の運営を図り秩序を保持しなければならない。ただし、部会長及びその職務を代理する者のないときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから選任された者が、仮に議長として会議を開くことができる。
- 2 会長、分科会長及び関係行政機関の職員は、部会に出席して発言することができる。
- 3 部会長は、必要により、当該部会に属さない委員又は臨時委員若しくは専門委員を 部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(付議)

第7条 分科会長は、厚生労働大臣の諮問事項について、会長から付議された場合は、 当該諮問事項を所掌する部会に付議することができる。

(部会の議決)

- 第8条 部会における決定事項のうち、比較的軽易なものとして分科会があらかじめ定める事項に該当するものについては、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、当該部会において、特に慎重な審議を必要とする事項であるとの決定がなされた場合はこの限りではない。
- 2 前項の決定がなされた場合において、分科会の調査審議を経る時間がないものについては、前項の規定にかかわらず、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。
- 3 前2項の規定により、部会の議決が分科会の議決とされたときは、当該部会の部会長は、すみやかにその決定事項を分科会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会に諮って定める。

附則

- この規程は、平成15年7月1日から施行する。
- この規定は、平成21年〇月〇日から施行する。

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品表示調査会、 新開発食品評価第一調査会及び新開発食品評価第二調査会の廃止等について

平成21年9月 食品安全部企画情報課

1 廃止等の理由

消費者庁関連三法の施行(9/1)に伴い、食品衛生法及び健康増進法の一部が改正され、

- ・販売の用に供する食品等の表示
- ・販売に供する食品につき、特別の用途に適する旨の表示の許可

等が内閣総理大臣の権限となることに伴い、当該権限に係る事務が消費者庁に移管された。 これに伴い、食品衛生分科会の所掌事務が変更されることから、これに係る調査会の廃 止や名称変更を行う。

2. 廃止する調査会及びその所掌

· 食品表示調査会

(所掌) 食品、添加物、器具・容器包装及びおもちゃの表示の基準の設定に関する 事項について調査審議する。

- 新開発食品調査部会新開発食品評価第一調査会
 - (所掌) 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議のうち、腎・血圧、代謝、内 分泌に係る事項について審議する。
- · 新開発食品調査部会新開発食品評価第二調査会

(所掌) 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議のうち、消化吸収、免疫、その他の事項について審議する。

3. 名称変更する調査会及びその所掌

新開発食品評価第三調査会を新開発食品評価調査会に変更する。

(所掌) 新開発食品の安全性の確保に関して、新たな知見を踏まえた管理措置等について、専門的・科学的な検討を行う。

 食品規格部会

食中毒部会

乳肉水産食品部会

農薬 動物用医薬品部会

器具·容器包装部会

表示部会

食品表示調查会

食品、添加物、器具・容器包装及びおもちゃの表示の基準の設定に関する事項について調査審議する。

新開発食品調査部会

新開発食品評価第一調査会

特定保健用食品の表示許可に係る調査審議のうち、賢・血圧、代謝、内分泌に係る事項について審議する

新開発食品評価第二調查会

特定保健用食品の表示許可に係る調査審議のうち、<u>消化吸収、免疫、その他</u>の 事項について審議する

新開発食品評価第三調査会

新開発食品の安全性の確保等に関して、新たな知見を踏まえた管理措置等について、専門的・科学的な検討を行う

 α

3-メチル-2-ブタノール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規 格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	OH H_3C CH_3 CH_3
用途	香料
概要	カラバッシュナツメグ、ぶどう等の果物、ムール貝、 チーズ、ココア、豆類等の食品に天然に含まれる成分 である。
諸外国での状況	欧米では焼菓子、ハード・キャンディー類、ジャム・ゼリー、アルコール飲料、冷凍乳製品類、清涼飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、おおよそ0.2から0.6 μgの範囲になると推定される。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	今後、在京大使館への説明、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

3-メチル-2-ブタノールについては、食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。

なお、指定に当たっては、以下のとおり使用基準及び成分規格を設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

3-メチル-2-ブタノール

3-Methyl-2-butanol

$$H_3C$$
 CH_3
 CH_3

· C₅H₁₂O

分子量 88.15

3-Methylbutan-2-ol [598-75-4]

含 量 本品は、3-メチル-2-ブタノール(C₅H₁,0)98.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

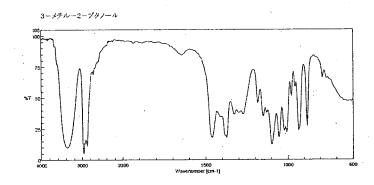
確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照 スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_0^{20} = 1.406 \sim 1.412$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.815 \sim 0.821$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により 定量する。

参照赤外吸収スペクトル



5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規 格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	N N
用途	香料
概要	ローストナッツ様の加熱香気を有し、パン、ココア、 コーヒー等の食品中に存在するほか、ヘーゼルナッツ、 ピーナッツ、ゴマ等の焙煎により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では清涼飲料、ソフト・キャンディー類、スープ、 ゼラチン・プリン類、朝食シリアル類、グレービーソ ース類等様々な加工食品において香りの再現、風味の 向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がな い。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、おおよそ 2.3 から 8.7 μg の範囲になると推定される。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	今後、在京大使館への説明、パブリックコメント及び WTO 通報手続を予定
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリンについては、食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。

なお、指定に当たっては、以下のとおり使用基準及び成分規格を設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン

5, 6, 7, 8-Tetrahydroquinoxaline

 $C_8H_{10}N_2$

分子量 134.18

5, 6, 7, 8-Tetrahydroquinoxaline [34413-35-9]

含 量 本品は、5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン(C₈H₁₀N₂)98.0%以上を含む。

性 状 本品は、無~淡黄色の液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照 スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.540 \sim 1.550$

(2) 比重 d₂₅ = 1.078~1.088

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により 定量する。

参照赤外吸収スペクトル

